## 個別移転を希望される方への補助について

個別移転を希望される方に対し、以下の補助を行います。

## 借入をされる場合

1. 住宅再建費用に対する借入金の利子相当額助成

(年利率8.5%以内)

住宅建設(購入) 上限:465万円 (※457万円)

土地購入 上限:206万円

• 住宅用地造成 上限: 60.8万円 (※59.7万円)

2. 住居の移転に伴う引っ越し費用、従前住宅の取り壊し費用など

上限:**97.5万円** (※95.7万円)

※消費税が8%で契約等している場合は、( )内の上限額となります。

## 申請にあたっての注意事項

※事前申請の制度であるため、申請前に工事の契約や着手、金融機関との融資契約 (金銭消費貸借契約等) は行わないでください。

(メモ欄)

問い合わせ先

建設課 市街地整備係 電話:0226-46-1382

## 「がけ地近接等危険住宅移転事業」(個別移転)の手続き

